

平成２６年度第４回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成２６年１２月２４日（水）９時３０分～１２時００分

場所：小牧市役所 本庁舎６階 ６０１会議室

【出席委員】

田村 伸吾、井戸田 修、森 典嗣、栗本 誠、落合 勝之、羽飼 伸、
野畑 紀子、上坂 敏夫、鈴木 淑博、玉置 高廣、五藤 隆夫、
川渕 義隆、河村 典久、住田 邦久、辻 勝哉、馬場 容子、貝 隆
（１７名）

【欠席委員】

北出 恵子、芳村 暢昭、伊藤 弘孝
（３名）

【事務局】

櫻井市民生活部長、廣畑市民生活部次長、川尻廃棄物対策課長、秋田リサイクルプラザ所長、藤田係長、余語係長、竹村主事、長縄主事補

【中日本建設コンサルタント㈱】

鉤 佐登志、岩村 英樹、山田 剛士

内 容

川尻課長	本日は、お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。 私は本日の進行を務めます、廃棄物対策課長の川尻です。よろしくお願いします。 本日、北出委員、芳村委員、伊藤委員よりご欠席の連絡を受けております。
川尻課長	会を始めます前に、この会議及び会議の議事録は公開となっていますので、ご承知おきください。
川尻課長	それでは会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員の皆様はご起立ください。 本日お配りした次第の裏面に市民憲章を掲載しましたので、こちらをご覧ください、私が先導しますので、私に続いてご唱

	和をお願いします。 ～市民憲章唱和～
川尻課長	ご着席ください。 続きまして、事務局を代表して櫻井市民生活部長よりご挨拶申し上げます。
櫻井部長	～部長あいさつ～
川尻課長	ただいまより第４回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。 なお、本日は小牧市ごみ処理基本計画策定委託業務を受注している中日本建設コンサルタント株式会社の担当者３名が出席しています。 それでは、落合会長にご挨拶いただきたいと思います。
落合会長	～あいさつ～
川尻課長	ありがとうございました。 議事に入る前に、資料の確認をお願いします。 ～資料確認～
川尻課長	それでは、議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第４条第３項の規定に基づき、落合会長にお願いします。よろしくをお願いします。
落合会長	それでは、次第にそって進行いたします。 議事「小牧市基本計画（案）について」事務局の説明を求めます。

藤田係長	それでは「小牧市基本計画（案）について」説明します。はじめに、前回の審議会において皆様からいただいた「基本計画（案）」に対する意見とそれに対する市の意見について説明します。資料の 72 ページをご覧ください。 今回、3 点の意見をいただいております。 1 点目の意見は、『前回の計画の第 4 章「目標の達成に向けた取り組み」方針 1－（2）市民・事業者の意識啓発①市民の意識啓発＜感謝状の贈呈＞に更なる意識の向上を図るため、「感謝状と集積場に設置できるプレートも贈呈する。」を追加してはどうか。』というものです。 市の考えとしては、感謝状の贈呈については、毎年、本審議会において審議をいただき贈呈団体を選出しています。しかし、プレート等の購入費や集積場に設置可能な場所があるかという問題があり、プレートの贈呈を実施することは難しいと考えます。しかし、ご提案いただいた意見の趣旨である更なる意識の向上を図るための方法について、今後、検討を進めて参ります。 続いて 2 点目の意見についてですが、『第 5 章「ごみ処理計画」第 6 節その他適正処理計画 2）適正処理困難物への対応中、市が指定している適正処理困難物の中に「土」を追加してはどうか。』というものです。 市が適正処理困難物に指定している品目は、「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第 26 条第 1 項」の規定に基づき指定しております。指定した適正処理困難物については、民間事業者処理を依頼するよう周知しております。 土については、燃やさないごみ用市指定袋の 10ℓ の袋に入る程度であれば「燃やさないごみ」として収集し、また、環境センターに直接搬入であれば受入をしております。したがって、適正処理困難物の中に「土」は追加しませんが、市民への周知が不足しているため、啓発パンフレットや市ホームページ
-------------	--

長縄主事補	ジに記述し、周知を図っていきます。 続いて３点目のご意見ですが、『平成２７年４月に稼動予定の新しいごみ処理施設は廃プラスチック等も焼却・熔融処理することが可能となる。それを知った一般廃棄物収集業者が、生ごみなどに廃プラスチック等を混入させ、搬入することが予想される。今後は、一般廃棄物搬入業者への搬入物の検査を徹底していくことが重要だ。』というものです。 事業所から排出される廃プラスチックなどは産業廃棄物に該当します。新施設の稼動後も従来どおり産業廃棄物の受入は行いません。 しかし、廃プラスチック等が混入した事業系ごみの搬入が増える可能性がありますので、新施設においても産業廃棄物の受入はしない旨、許可業者及び市内の事業者にも周知し、組合による搬入物調査を徹底します。 以上でいただいた意見に対する市の回答についての説明を終了します。意見を提出していただいた委員におかれましては、貴重な意見をいただきありがとうございました。 続いてごみ処理基本計画（案）について説明します。 今回審議いただく基本計画（案）については、前回の審議会において審議いただいた基本計画（案）からより見やすいようにレイアウトを大きく変更しました。また、計画本編の用語について説明する用語集と、本編を補完する資料編を新たに加えました。 さらに、前回の審議会に諮った計画（案）から記述事項を一部変更しました。なお、変更した箇所については、赤字若しくは赤字で囲っています。それでは、基本計画（案）について担当の長縄より説明します。 それでは、前回の審議会に諮った計画（案）から変更があった点を説明します。
--------------	---

資料１の基本計画（案）目次をご覧ください。第１章第３節に「計画の範囲」という項目を追加しました。また、第６節に「ごみの発生・排出量に関する定義」を追加しました。前回説明した際には「ごみ処理基本計画の骨子」がありましたが、削除しました。

第２章第１節「収集・運搬の現状」ですが、「運搬」という言葉を追加しました。これは、「収集」「運搬」「中間処理」という言葉が廃棄物処理法に定められているからです。第５節ですが、「清掃事業費の現状」と名称を変更しました。

第５章１節では、こちらにも「運搬」という言葉を追加しました。

先ほど藤田からも説明しましたが、「用語集」と「資料編」を追加しております。これらの項目については、後ほど詳しく説明します。

それでは第１章について説明をします。１ページをご覧ください。ページ中段の赤字部分について変更しました。理由は前回計画時のごみ処理量から現在のごみ処理量について推移と実績値を記述する事により、計画を改定する理由を強調するためです。また、最下段にコラムとしてごみ処理基本計画について説明文を追加しました。また、「３Ｒ」などの単語に「＊：アスタリスク」をつけ、用語集にて説明をする構成です。

２ページをご覧ください。「個別物品の特性に応じた規制」という項目の中の各種リサイクル法についてそれぞれ対象としている品目と法の趣旨について追加しました。また、「小型家電とは」というコラムを追加しました。平成２５年に小型家電リサイクル法が施行されており、本市としても小型家電の回収、リサイクルに力を入れていくという意味合いを込めて追加しました。

３ページをご覧ください。本計画が対象としている範囲を示しました。本計画では一般廃棄物の中でも、「事業系ごみ」「家庭系ごみ」「特別管理一般廃棄物」の３点を対象としました。

4 ページをご覧ください。図 1－5－1「位置図」に本市のごみ行政に関わりのある施設を地図に記述しました。

5 ページをご覧ください。第 6 節「ごみの発生・排出量に関する定義」という項目です。これは、現行の計画にも記述していますが、ごみの排出量などに関する定義を表にまとめています。また、表の下に記述している一覧の中で、「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「ごみ総排出量に対する資源化量の割合」の 3 点の項目を、本計画で目標値として定めています。

続いて第 2 章を説明します。6 ページをご覧ください。「組合によるごみの中間処理」について説明します。「家庭系ごみ」の説明文を変更しました。現在のごみの区分の種類について明記したことと、拠点回収を行っている旨の記述を追加しました。

7 ページをご覧ください。「ごみ・資源の拠点回収場所」として、市内で行っている拠点回収の場所について、表を用いて説明しました。

8 ページをご覧ください。「ごみ・資源排出量」の表を掲載しました。家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれのごみ排出量を掲載しました。前回説明した際には、この表の前にごみ処理フロー図を掲載していましたが、後述しました。

10 ページをご覧ください。「燃やすごみの組成成分結果の推移」についてコラムを追加しました。燃やすごみの中には資源となる古紙、特に雑がみの混入が多いということを記述しています。

11 ページをご覧ください。「燃やさないごみの内訳」を追加しました。燃やすごみと同様、資源の混入が多いこと、それに対する対策について記述しました。また、「燃やさないごみの組成分類結果」の表に「その他の資源」「市指定袋」の項目を追加しました。

12 ページをご覧ください。「各施設の概要」の表について構成を変更しました。現行の計画と同様の記述方法になってい

	ます。また、この表の次にごみの処理フローについての記述を追加しました。「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」「埋め立てごみ」それぞれがどのように処理されているのかを示しました。また、平成２７年４月から小牧岩倉衛生組合環境センターにて新しい炉の稼働が始まります。それに伴い、一部の処理工程が変更されることについてコラムで説明しました。 １４ページをご覧ください。「廃プラスチック類減容施設の処理量」の表を追加しました。 １５ページをご覧ください。「市による資源の中間処理」について説明します。「組合によるごみの中間処理」と同じ構成となるよう変更をしました。 １７ページをご覧ください。「最終処分の現状」について説明します。「環境センター処分場概要」を表にまとめています。また、環境センター処分場の写真も追加しました。 １９ページをご覧ください。「清掃事業費の現状」について説明します。一般廃棄物会計基準という環境省がごみの収集運搬、処理、管理についてそれぞれどれだけの費用が掛かっているのか算出する基準があり、それに則って算出した各費用について「清掃事業費」の表にまとめています。さらにそれぞれ市民一人当たりどれだけの費用が掛かっているのか品目ごとに算出した表も掲載しました。 ２１ページをご覧ください。「課題の抽出」について説明します。「市民のごみの排出抑制」「事業者のごみ排出抑制」の項目では、ごみの排出抑制の必要性について記述を追加しました。「紙類等資源分別の徹底」と「市民による自主的な資源回収の推進」の項目の順番を入れ替えています。資源分別の重要性を説明した後、それに対して市民による資源回収について説明するため入れ替えました。「市民による自主的な資源回収の推進」では、資源の回収量の減少について、民間による資源回収が浸透している旨を説明し、行政回収以外の市民による資源回収を増やしていく必要性について記述しました。「適正処理の推進」では、エネルギー利用や資源循環、施設の適正な維持
--	--

	管理を行うことの重要性について記述しました。 ２２ページをご覧ください。第３章ごみ処理基本計画について説明します。「方針２ 市民・事業者・行政の協働による３Ｒ推進」の説明について、それぞれの主体が責務を果たすことの重要性を追加しました。「方針３ 柔軟な分別収集の推進と適正なごみの処理」について、今後の社会情勢の変化に対して柔軟な分別収集を行っていく旨に変更しました。しかし、基本的な考えは前回の審議会で説明した内容と変更はありません。 ２３ページをご覧ください。「減量・資源化目標」について説明します。３点の項目の目標値について、平成２５年度、平成３１年度、平成３６年度それぞれ記述しました。「事業系ごみの年間排出量」の平成３１年度の目標値について、１２，０００ｔから１１，７００ｔに変更しました。これは、ごみの総排出量の推計値について算出を進めていく中で、事業系ごみの目標値が減少していくとの結論に達したためです。「ごみ総排出量に対する資源化量の割合」について再度環境センターと検討したところ、平成３１年度では約３６．５％、平成３６年度では約３７％になる見込みです。これは、新炉から発生する集じん灰の一部を資源化することから、再資源化率が増える見込みがあるためです。本日の資料に反映していませんが、この目標値を採用します。 ２５ページをご覧ください。第４章「目標の達成に向けた取り組み」について説明します。第３章の目標に向けてどのような取り組みが必要であるのかを記述しました。「市民・事業者の意識啓発」の項目中の「排出指導の徹底」の説明を変更しました。地域と連携をさらに強化していき、現在の排出指導員から増員した廃棄物適正処理指導員を活用していく旨の内容に変更しました。また、「エコハートショップ認定制度の推進」の項目を追加しました。 ２６ページをご覧ください。「リサイクルプラザでの啓発活動」ではプラザハウスでの体験教室や古着・古本の無償提供などについて記述を追加しました。「排出事業者への排出指導」
--	--

	の項目では、本市が一般廃棄物の収集運搬の許可を出している業者が約40社あり、それらに対して講習会を開催し、許可業者を通じた事業所への分別排出意識向上を図ることについて記述しました。「生ごみの堆肥化」について、これまで実績が低いことから、共同住宅への生ごみ処理機の設置を行う旨を削除しました。 27ページをご覧ください。「使用済家電製品からの有用金属の回収」について、現在進めているPC回収に加え、さらなる有用金属の回収を検討していくことを記述しました。「古紙類の資源化」について、前回は雑がみに特化した記述でしたが、燃やすごみには雑がみに限らず、多くの資源化できる古紙類が混入していることから古紙類全般についても資源化を進めていくとの記述に変更しました。「資源回収団体との連携」では、集団回収を行っている子ども会や自治会などと連携して資源回収を進めていくと記述しました。「減量化等計画書を用いた排出抑制の推進」については、事業者から提出される減量化等計画書に記述されている先進的な取り組みなどについて各事業者へ紹介し、事業系ごみの排出抑制及び再資源化の推進を図ることを記述しました。 28ページをご覧ください。「収集体制の見直し」について、危険ごみの分別収集を行うことを記述しました。危険ごみについては後ほど説明します。「適正な運転管理の推進」について、平成27年4月から稼動する環境センターの新炉は従来の炉に比べ、非常に多くの品目を燃やすことが可能となります。そのため、市民の分別意識の低下からごみの排出量が増加しないよう、市として分別啓発の徹底を行っていくことを記述しました。 29ページをご覧ください。「発電などの余熱利用によるエネルギーの有効活用」について、組合がサーマルリサイクルを行い、市はその取り組みを広く周知する事により、ごみ処理場や3Rの重要性について理解が得られるよう努めていくことを記述しました。「環境センターから発生する中間処理残渣の再
--	--

資源化」では、アルミや鉄くずを回収できる旨を追加し、ごみ溶融施設から発生するスラグもあわせて再資源化していくことを記述しました。

第 5 章について説明します。30 ページをご覧ください。表の最下段の「危険ごみ」ですが、平成 27 年 4 月より回収を開始します。

32 ページをご覧ください。「組合によるごみの中間処理」について説明します。新施設について表とイラストを掲載しました。

33 ページをご覧ください。新施設でのごみ処理フロー図を掲載しました。リサイクルセンターから発生する破碎残渣について、どういったものが含まれるのか注釈をつけています。高効率発電施設から発生する集じん灰については、すべて外部に委託し、埋め立てます。したがって、環境センター最終処分場に持ち込まれるごみは、埋立ごみのみとなります。

34 ページをご覧ください。新しいごみ処理施設のフロー図と将来における処理見込み量を掲載しました。フロー図については前回、会長より見にくいとの指摘を受けています。そのため、環境センターと新施設を請け負う新日鉄㈱に対して、簡潔にわかるフロー図を作成するよう依頼しました。

35 ページをご覧ください。現在の粗大ごみ処理施設と同様の施設となっています。

36 ページをご覧ください。「市による中間処理」として、今後本市がどのような処理を行っているのか記述をしました。平成 27 年 4 月から始まる「危険ごみ」については、対象品目のほとんどが資源として再資源化可能なため、資源としての位置づけになります。

37 ページをご覧ください。新施設稼働後の最終処分について記述をしました。新施設稼働後、埋立対象物は削減されます。

38 ページをご覧ください。「その他適正処理計画」として「特別管理一般廃棄物」「適正処理困難物への対応」などを記

述しました。「適正処理困難物への対応」では、これまで市で処理を行うことができなかった適正処理困難物の一部（スプリングマットレス、FRP 製品、オイルヒーター）の処理が可能になるため適正処理困難物の枠組みからはずしました。

第 6 章について説明します。40 ページをご覧ください。この章では、本計画の進行管理をどのように行うのか記述しました。赤字の箇所では、計画の進捗を清掃事業概要にて毎年公表し、当審議会において報告すると記述しました。また、本審議会についての説明も追加しました。

41 ページから「用語集」を掲載しました。用語集に掲載されている用語については、本計画を読み解くにあたり、重要であると考えられるものを掲載しました。

48 ページをご覧ください。「資料編」として本計画を補完する情報を掲載しました。「人口動態」では、今後本市にて高齢化が進んでいくことが読み取れます。「産業動向」は調査年度が平成 18 年度、平成 21 年度と古いものですが、これが最新のデータです。「製造品出荷額等の推移」を確認すると、平成 21 年に値が落ち込んでいます。これに伴い、事業系ごみの排出量も減少しました。したがって、景気回復とともに事業系ごみの増加が見込まれることが読み取れます。「ごみ処理の概要」では、どの組織がどのようなごみ処理を行っているのか記述しました。

51 ページをご覧ください。第 2 節では環境省が平成 19 年度に公表した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づいた類似都市との比較を掲載しました。52 ページ、53 ページとさまざまな観点から他市との比較のグラフを掲載しました。

54 ページをご覧ください。「ごみ発生量等の将来推計」では、今後、現状の施策を保持した場合のごみ量を掲載しました。

	具体的な内容としては、５６ページをご覧ください。表の網掛け部分が基準となる原単位です。５７ページ以降、この原単位を用いてさまざま手法で推計値を算出しており、これまでの実績に沿う値を採用しました。６１ページの事業系の燃やさないごみは、ここ数年の実績値の変動が大きかったため、それぞれの推計式を用いて算出しても実績値と乖離してしまうため、平成２４年度及び平成２５年度の平均値を採用しました。６３ページの事業系埋立ごみも実績値の変動が激しいため、推計式を採用せず、過去５カ年の平均値を採用しました。 ６４ページの「ごみ発生量の見込み」は推計式の値を採用した場合のごみ発生量の見込みです。６９、７０、７１ページの値は、今後の市としての施策を反映させた目標値の一覧です。今後、この目標値を基準に施策を進めていく事となります。 以上で説明を終わります。
落合会長	資料の中の赤字部分が変更点ということですか。
長縄主事補	そのとおりです。黒字部分に変更がない箇所です。
落合会長	事務局の説明は以上ですが、何か質問などがありますか。
五藤委員	８ページの排出量について、家庭系資源の集団回収について記述はありますが、事業系資源については平成２５年度の数値しかないのはなぜですか。
長縄主事補	事業系資源は、平成２５年度から数値を把握しました。従来 of 算出方法と併記するため、事業系資源を入れた値については括弧書きで記述をしました。今後は、事業系資源を入れた集計を出します。
五藤委員	事業系ごみの一部について、市外で再資源化する旨の記述が

	ありますが、家庭系資源の集団回収分についても市外で再資源化を行えば、一人当たりの排出量が大きく減少しませんか。
長縄主事補	廃棄物処理法において、市内で発生した一般廃棄物は市内で処理を行う責任があると定められています。
五藤委員	新聞店回収分などは事業系資源に含まれませんか。
長縄主事補	新聞店回収は購読者の新聞を新聞店がサービスの一環として独自に回収しました。したがって、家庭系資源の排出量として考えます。
落合会長	34、35ページのフロー図の文字が薄いため、読みやすいものに変更してもらいたい。 ごみ処理の中で、集じん灰が一番有害である。ごみ処理の過程でどのように集められているのかがわからない。重要な過程であると考えられるため、環境センターと協力してわかりやすい説明をしてもらいたい。
井戸田委員	22ページの方針3「柔軟な分別収集」とあるが、今後増えてくる高齢者に対する対策が明記されていないため、追加してもらいたい。
長縄主事補	28ページ中段に「高齢化などへの対応」という項目を設け、説明しました。
井戸田委員	高齢者は分別を不要にするなど、思い切った対策はできませんか。
落合会長	分別に迷うものを資源用袋に入れる事で、分別不良としてごみ集積場に残されるケースが多くあります。そうした場合、迷った品目は燃やさないごみとして排出すればよいなどの受け

	皿を設けられないか。
上坂委員	名古屋市では、高齢者に対しては要点を絞った啓発を行っていると思います。
井戸田委員	「柔軟な分別収集」という記述は、多少の分別不良でも柔軟に対応し処理を行うと読める。溶融炉をうまく活用し、分別をより簡素化できませんか。
長縄主事補	現在のごみ分別については、資源の枯渇、ごみ処理費用の増大、各種リサイクル法などを考慮し、構築されています。また、新炉は現在のごみ分別を基に設計されています。したがって、一部の高齢者に対して分別を簡素化した場合、ごみの排出量増加によりごみ処理施設の処理能力を超えてしまう恐れがあります。しかし、高齢化社会が進んでいく中で、市として今以上に高齢者のごみの排出に対する補助を行うことはできないか検討をしていきます。 「柔軟な分別収集」ですが、市として今後多様化していくニーズに合わせた収集体制を構築していくという考えです。文面からこのような意味が読み取れるよう、内容を検討します。
馬場委員	23ページについて、一部の文章がイラストにかかっています。また、30ページの粗大ごみについて、今後消費税が増税となっても1,030円のままでしょうか。
長縄主事補	23ページについては修正します。 30ページの粗大ごみ手数料については、今後増税の際にはそれに合わせて増額する予定です。
落合会長	ほかに意見などはありませんか。 無いようであれば、以上をもちまして、パブリックコメントに諮る基本計画（案）に対する当審議会の意見具申を終了しま

藤田係長	す。事務局は、提出された意見を踏まえ、ごみ処理基本計画を修正し、適正にパブリックコメントを実施してください。 本日予定している議事は以上です。続いて、次第４報告「環境センターの新しいごみ処理施設の稼動に併せたごみの分別等の変更について」事務局の説明を求めます。 それでは、次第４の報告「環境センターの新しいごみ処理施設の稼動に併せたごみの分別等の変更について」説明します。 資料２の７３ページをご覧ください。 まずは、１の「危険ごみ」の分別収集の開始についてです。 第２回廃棄物減量等推進審議会において、市として「危険ごみ」の分別収集を行いたいという考えを説明していましたが、処理業者や地元区との調整に時間がかかり詳細な収集方法などが決まっていなかったが、第３回廃棄物減量等推進審議会後に方針が決定しました。資源・ごみ収集カレンダーには反映させることができ、また、カレンダーの配布に併せた広報こまきへの掲載が間に合ったため、今回の審議会を開催する前に市民の皆様公表されました。今後は、重要な案件は、当審議会に諮った後に方針を決定し、市民の皆様公表するというプロセスをしっかりと遵守していきます。 それでは、内容について説明します。平成２５年４月１日に環境センターの粗大ごみ処理施設において爆発事故が発生しました。事故の発生後、市内の全世帯に啓発チラシを広報に併せて配布を行い、また、全区に回覧し、事故の再発防止に向けた適正な排出のお願いをしました。 しかし、今年の９月に２度、同じく環境センターで小火騒ぎがありました。また、本市のプラスチック製容器包装の処理をしているレジオンの処理施設でも同様の事故が発生しており、ごみ収集車での火災事故も後を絶たない状況です。こういった事故が発生するとごみの収集・処理に支障をきたし、また、作業員の人命に関わる事故になりかねません。こういった状況の中で、火災事故の原因となっているスプレー缶や使い捨てライ
-------------	--

	ター及び収集作業に危険が伴う刃物類等を従来の「燃やさないごみ」や「金属類」から分け、新たに「危険ごみ」として収集します。 分別区分の名称は「危険ごみ」とします。しかし、対象品目は資源として再利用可能なものなので、名称にごみはつきますが、資源として扱うものとします。 対象品目はごみの収集や処理に危険を伴うものとして、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、キャンプ用携帯ボンベ、使い捨てライター、固形燃料（缶入り）、充電式電池、刃物類とします。 出し方は中身の見える透明な袋に入れて排出することとします。具体的に透明な袋としてはこのようなもののことです。 ～透明な袋に入れた危険ごみの見本を提示～ 透明であれば、袋の指定はしません。ただ、市指定袋での排出は禁止とします。理由としては、間違えて「燃やさないごみ」や「その他資源」の収集車が収集してしまう恐れがあるためです。 収集日程としては、金属類の収集日に併せて収集します。そのため、排出場所は資源回収場所とします。 なお、変更時期は平成２７年４月１日からです 続いて、市指定袋の変更について２点、説明します。 まずは、２の「燃やさないごみ用市指定袋」名称変更について説明します。 平成２７年４月１日から稼動する環境センターの新しいごみ処理施設では、従来、「燃やさないごみ」として収集していたごみをリサイクルセンターで破砕にかけた後に焼却・溶融処理するため、「燃やさないごみ」という名称と実際の処理方法に乖離が生じます。そこで、「燃やさないごみ」の名称を「破砕ごみ」に変更します。併せて「燃やさないごみ用市指定袋」
--	--

	を「破碎ごみ用市指定袋」に変更します。 なお、印刷面のみの変更であり、指定袋の材質等は変更しません。 続いて、３の「燃やすごみ用市指定袋」の材質変更について説明します。 これまで、第１回・第２回廃棄物減量等推進審議会でも審議していただいておりますが、平成２７年４月１日から「燃やすごみ用市指定袋」の材質を変更いたします。新しい材質は、従来の高密度ポリエチレン８０％と炭酸カルシウム２０％から、高密度ポリエチレン８０％と低密度ポリエチレン２０％の混合とします。また、炭酸カルシウムを含有させないと袋が現在の指定袋より透明になってしまうため、乳白色の染料を含有させます。 なお、平成２７年４月１日からは「燃やすごみ」の対象品目の拡大は行いませんので、「燃やすごみ用市指定袋」の４５Ｌの袋は新設しません。また、材質のみの変更で袋の厚さや形状は変更しません。今回の指定袋の変更については、白袋と赤袋の変更であり、資源用収集袋である緑袋は変更しません。 指定袋の変更時期については、新しいごみ処理施設の稼動に併せた平成２７年４月１日からとしますが、新しい指定袋は平成２７年４月の下旬から随時販売店で販売されます。しかし、従来の指定袋の在庫の販売の影響で販売時期が前後することがあります。なお、従来の指定袋は平成２７年４月１日以降でも購入・使用が出来ます。 以上で説明を終わります。
落合会長	事務局の説明について意見などはありませんか。
栗本委員	危険ごみの排出に市指定袋はつけませんか。また、燃やすごみについて４５Ｌが作られると聞いていましたが、どうして作らないことになったのですか。

長縄主事補	燃やすごみの４５Ｌ袋については、燃やすごみの分別変更に伴うものでした。しかし、燃やすごみの分別変更が見送りになり、燃やすごみの分別は従来と変わらないため、４５Ｌ袋についても作成しない事となりました。また、新炉が稼動することから、何でも燃やせると燃やせるごみに多くの分別不良が混入することが考えられるため、燃やすごみの分別品質を持つためにも４５Ｌの作成を見送りました。
馬場委員	危険ごみの排出について、スプレー缶に穴を開けるなどの記述がありませんが、どうなりますか。
藤田係長	必ず、ガスを抜き、穴を開けて排出する必要があります。
馬場委員	わかりました。
川渕委員	危険ごみを排出する袋は市販のものを買わなければならない。スプレー缶やライターなど１本排出するだけでも袋が必要となる。犬山市のように、かご回収を行えば、余分な袋を使わずに排出できるがどうでしょうか。
栗本委員	昔は小牧でもかご回収を行っていました。現在はどうしてなくなったのですか。
川尻課長	以前は小牧でもかご回収を行っており、かごの管理を各地元をお願いしていました。しかし、かごの出し入れなど負担が大きいため、現在の収集形態になっています。
栗本委員	資源の排出については、缶１本でも指定袋に入れて出さなければならない。もっと小さい袋を作成できませんか。
長縄主事補	指定袋は承認制となっており、新しい規格の袋を作成するには新たに承認を取る必要があります。また、業者は大きなロッ

落合会長	ト数で指定袋の作成を行うため、それだけの需要があることが必要です。したがって、現状ではより小さい袋を作成することは難しいと考えられます。 ほかに意見などはありませんか。 他に質問も無い様ですので最後に、事務局から次第５連絡事項について説明をお願いします。
藤田係長	次第５連絡事項「今後のスケジュールについて」説明します。 本日の審議会にて頂いた意見を踏まえ、基本計画（案）を修正し、平成２７年１月５日（月）から２月３日（火）までの間、パブリックコメントを実施します。そこで提出された意見を踏まえ、２月中旬に開催予定の第５回の審議会において答申書を取りまとめる予定です。その後、市で必要な手続きを終えた後に、３月中に完成した計画を市民の皆様に公表したいと考えております。 また、第３回廃棄物減量等推進審議会において委員の方より意見をいただいた環境センター及びクリーンセンターの新施設の視察についてですが、施工業者に確認したところ、組合及び市への引渡しと共に３月末であり、引渡し前の２月頃に見学していただくことは難しいと回答を受けました。また、引渡し後の３月末は年度末で日程の調整が難しいため、平成２７年４月以降に委員の皆様に見察を行っていただくよう調整させていただきたいと考えております。 以上で説明を終わります。
落合会長	長時間に渡り、ご意見、ご協力をいただきありがとうございました。これにて閉会します。